

【多子世帯の要件(支援対象者)について】

問3-1 「多子世帯」とは、どういう意味ですか。

⇒ 「高等教育の修学支援新制度」における「多子世帯」とは、扶養する子供が3人以上の世帯です。（本制度における「扶養」とは、家族や親族から経済的な支援を受けることであり、自治体へ納税する際に扶養する人数としてカウントされている方です。）

問3-2 「多子世帯」であれば、子供全員が対象となりますか。

⇒ 子供を3人以上同時に扶養している間に、大学等に在学している子供は全員対象となります。例えば、子供を3人同時に扶養している間に、2人同時に大学等に在学している場合は、2人とも対象となります。

なお、第1子が卒業等により扶養から外れ、扶養する子供の数が2人となった場合は、本制度における「多子世帯」ではなくなるため、多子世帯としての支援は終了します。

支援対象

= 扶養する子供が3人以上 かつ 大学等に通っている場合

	第1子が 大学進学	第2子が 大学進学	第1子卒業後	
			大学院進学	就職
卒業後				
大学生	 支援対象	 支援対象  支援対象	 支援対象	 支援対象外
高校生以下	 			

※  は扶養する子供

第1子が扶養から外れた場合、
第2・第3子は支援対象外
※現行制度における世帯年収に応じた
支援は受けられる可能性があります。

【別添資料3】 扶養する子供の数の確認方法

- 学生と生計維持者の「マイナンバー」を通じて、世帯で扶養している子供の数の情報を確認します。(扶養する子供とは、家族や親族から経済的な支援を受けることであり、自治体へ納税する際に人数としてカウントされている方です。)
- 子供の数の情報は毎年12月31日時点の「税法上の扶養」が基準となることから、高等教育の修学支援新制度を申し込む時期によって、情報の確認時期が異なることがあります。



高校3年生在籍時に「予約申込」を行う場合

※大学等へ進学前に、高校を通じて「高等教育の修学支援新制度」の申込を行います。

申込前年の12月31日時点の情報を確認します。

(申込前年での状況が「多子世帯」に該当するのか、よく御確認ください。)

※課税情報に反映されていない「新たに生まれた子等」がいる場合は申告書と証明書類(コピー可)を提出することで加算されます



大学等入学後に、春の「在学申込」を行う場合

※大学等へ入学後、大学等を通じて「高等教育の修学支援新制度」の申込を行います。

申込前々年の12月31日時点の情報を確認します。

(申込前々年での状況が「多子世帯」に該当するのか、よく御確認ください。)

大学等入学後に、秋の「在学申込」を行う場合

※大学等へ入学後、大学等を通じて「高等教育の修学支援新制度」の申込を行います。

申込前年の12月31日時点の情報を確認します。

(申込前年での状況が「多子世帯」に該当するのか、よく御確認ください。)

※「高等教育の修学支援新制度」に採用後、毎年10月に、前年の12月31日時点の情報を確認し、「多子世帯」に該当するかどうかを確認します。